

八街 里見 紗李奈選手を応援する会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、八街 里見 紗李奈選手を応援する会と称し（以下、八里会）、事務所を八街市社会福祉協議会内におく。

第2条（目的）

八里会は、里見 紗李奈の選手活動を応援することを本来の目的とする。

第3条（事業）

八里会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 会員の募集
- 2 パブリックビューイング等の開催
- 3 関係諸団体との連携・協力
- 4 その他の本会の目的達成のための必要な事業

第4条（会員）

八里会は、第2条の目的に賛同する個人、企業、団体等をもって会員とする。

第5条（役員）

八里会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
幹 事	若干名
会計責任者	1 名
監事	2 名
名誉顧問	1 名
顧問	2 名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。但し、当分の間、総会を役員会と置き換える。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集する。

第8条（経費）

八里会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 八里会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補足）

本規約に定めなき事については、役員会で決定する。

付 則 本規約は、令和元年12月28日施行する。